

登録支援機関の支援委託手数料（支援報酬）の設定例（消費税込・実費別）

要1年契約

◎1号特定技能外国人トータル支援 一人あたり 月額33,000円

上記の額に下記の業務が全て含まれます。

- (1) (入国前) 事前ガイダンスの実施代行 1回 (4時間)
- (2) 出入国時の送迎 (札幌  新千歳空港間)
※目安として札幌市から往復150kmの距離であればご相談下さい。
- (3) (入国後) 生活ガイダンスの実施代行 1回 (8時間)
- (4) 日本語学習の実施支援 (日本語学校等紹介等)
- (5) 預貯金口座の開設手続きサポート (情報提供)
- (6) 住居の調査・契約・入居手続きサポート (情報提供)
- (7) 携帯電話契約の締結手続き・購入サポート (情報提供)
- (8) 行政機関 (市区町村役場等) への手続きサポート (情報提供)
- (9) 苦情受付・定期面談の実施
- (10) 非自発的離職時の転職支援 (情報提供)

(オプション) の設定例 (消費税込・実費別)

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 預貯金口座の開設手続き (同行する場合) | 1時間 5,500円 |
| (2) 住居の調査・契約・入居手続き (同行する場合) | 1時間 5,500円 |
| (3) 携帯電話契約の締結手続き・購入 (同行する場合) | 1時間 5,500円 |
| (4) 行政機関 (市区町村役場等) への手続き (同行する場合) | 1時間 5,500円 |

※交通費について

札幌市内：無料

札幌市圏外：15km毎に2,000円

「義務的委託業務」

1. 事前ガイダンスの実施

①従事する業務の内容、報酬の額その他の労働条件に関する事項

受入れ企業と締結した「雇用契約書・雇用条件書」を使用して説明する。

②日本で行うことができる活動内容

受入れ企業との雇用契約に基づいて行う「特定産業分野」に属し、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動であること。

③入国に当たっての手續に関する事項

在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility、COE) の送付を受け、受領後に現地の日

本大使館でビザ申請を行い、COE 交付日から3か月以内に日本に入国する必要があること。入国時に在留カード(residence card)と指定書を受領すること。

技能実習2号修了者や留学生等、既に日本に在留している場合は、在留資格変更許可を受け、新たな在留カードを受領する必要があること。

- ④特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約を現にしていないうこと及び将来にわたりしないことが見込まれること。

「事前ガイダンスの確認書」の最後に、本件について改めて確認事項がある。

- ⑤外国人が雇用契約の申込みの取次ぎ又は自国等における特定技能1号の活動の準備に関して自国等の機関に費用を支払っている場合は、その額及び内訳を十分理解して、当該機関との間で合意している必要があること。

支払費用の有無、支払った機関の名称、支払年月日、支払った金額及びその内訳について、「支払い費用の同意書及び明細書」を使用して確認する。

- ⑥外国人に対し、義務的支援に要する費用について、直接又は間接に負担させないこととしていること（義務的支援に要する費用は受入れ企業等が負担する。任意的支援に要する費用は外国人に負担させてもよい。）。

- ⑦外国人に対し、受入れ企業等が外国人入国に際しての空港等において送迎を行う必要があること。当該外国人を出迎え、受入れ企業の事業所（又は当該外国人の住居）までの送迎を行うこと。

- ⑧外国人に対し、適切な住居の確保に係る支援がされること

（広さ、設備のほか、家賃敷金礼金等外国人が負担すべき金額の説明を含む。）

- ⑨外国人からの、職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受ける体制があること（登録支援機関の担当者と電話・メールの方法により相談又は苦情を受けることができること等）（受入れ企業の支援担当者氏名、連絡先（メールアドレス等）が記載された支援計画を渡す）

2. 出入国の送迎

3. 適切な住居の確保に係る支援、生活に必要な契約に係る支援

4. 生活オリエンテーションの実施

① 金融機関の利用方法

- ・ 金融機関における入出金・振込等の方法、利用可能な時間、ATMの使い方、手数料等
- ・ 出国する場合など、自己名義の銀行口座が不要となる場合は、口座を閉鎖する手順を行うこと、ただし、将来再び入国するときのために口座を継続して利用する希望がある場合には、出国前に銀行に相談すること

② 医療機関の利用方法等

- ・ 利用可能な医療機関（症状別）、医療機関での受診方法、保険証を持参すること等
- ・ アレルギー・宗教上の理由により治療に制限がある場合は、医療機関にその旨を説明すること

③ 交通ルール等

- ・ 歩行者は右側通行、車両は左側通行・歩行者優先であることや交通標識の説明等。
- ・ 自動車、バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて、運転免許の取得方法）

④ 交通機関の利用方法等

- ・ 就労・生活する地域の公共交通機関（通勤に最適な公共交通機関）及びその利用方法
- ・ 勤務先までの経路及び所要時間
- ・ 通勤定期又は切符の購入・利用方法
- ・ ICカードの購入・利用方法等

⑤ 生活ルール・マナー

- ・ 就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等（分別・出し方、収集日、粗大ゴミの捨て方等）
- ・ 夜中に大声で騒いだり騒音を出したり、日本人になじみのない強い匂いのあるものを料理することはするなど、近隣住民の迷惑になる行為は控えること。
- ・ 喫煙には一定の制限があること（喫煙、禁煙場所等）

⑥ 生活必需品等の購入方法等

- ・ 就労・生活する地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、家電量販店等の所在地等

⑦ 気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等

- ・ 気象情報・災害情報に関するホームページ、アプリ、出身国別の外国人向けのコミュニティサイト等

⑧ 我が国で違法となる行為の例

- ・ 原則として、銃砲刀剣類の所持が禁止されていること
- ・ 大麻、覚せい剤等違法薬物の所持等は犯罪であること
- ・ 在留カードの不携帯は犯罪であること
- ・ 在留カード、健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること
- ・ 自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること
- ・ ATMで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること
- ・ 他人になりすまして、配達伝票に署名したり、他人の宅配便を受領することは犯罪であること
- ・ 放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること等

5. 日本語学習の機会の提供

6. 相談又は苦情への対応

7. 日本人との交流促進に係る支援

8. 転職支援

9. 公的手続等への同行

10. 定期的な面談（3カ月に1回）・行政機関への通報

「任意的支援及び情報の提供事項」

1. 入国時の日本の気候、服装（季節により変わる事）
2. 本国から持参すべき物、持参した方がよい物、持参してはならない物（肉製品、果物等）
3. 入国後、当面必要となる金額（初回給料日による）及びその用途（家賃、水道光熱費、食費等）
4. 特定技能所属機関等から支給される物（ユニフォーム、作業着等）について
5. 銀行での海外送金や振り込みなどの方法、EMS等を使った郵送の方法など